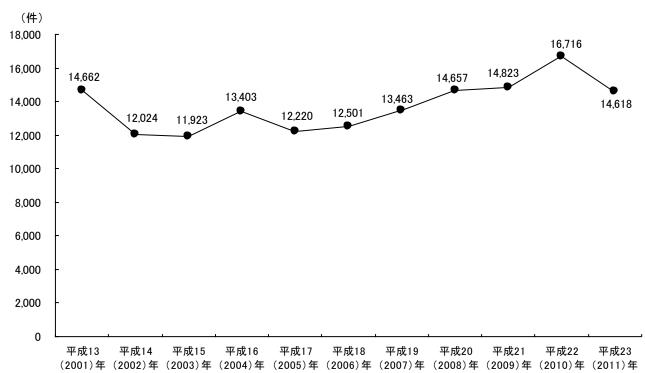
Ⅱ-2. 性暴力・ストーカー等の防止

1. ストーカー事案の認知件数

警察が認知した平成 23 (2011) 年のストーカー事案の件数は 14,618 件であり、前年に比べ 2,098 件 (12.6%) 減少したものの、平成 20 (2008) 年以降、4 年連続して 1 万 4 千件を超える高水準となっている。



図表Ⅱ−2−1 ストーカー事案の認知件数の推移(全国)

注:認知件数には、ストーカー規制法に抵触する事案のほか、刑罰法令への抵触の有無を問わず、執拗なつきまといや無言電話等による嫌がらせの行為を伴う事案を、相談、被害届・告訴状の受理、検挙等により認知した件数を計上している。

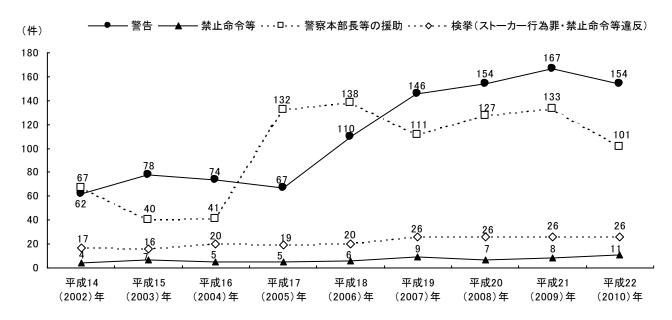
資料:警察庁「平成23年中のストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について」

2. ストーカー規制法の適用状況

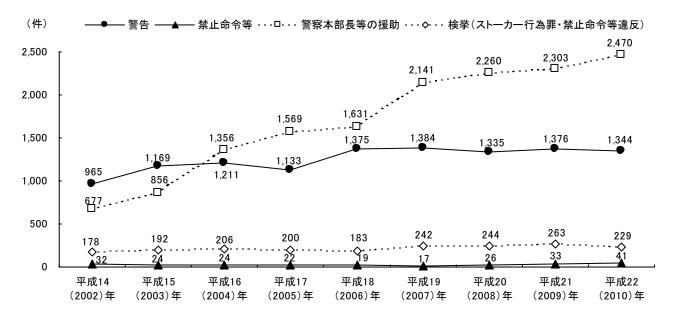
ストーカー規制法の適用状況をみると、都では平成 22 (2010) 年には「警告」が 154 件でもっとも 多く、次いで「警察本部長等の援助」が 101 件であった。全国では平成 22 (2010) 年には「警察本 部長等の援助」が 2,470 件でもっとも多く、次いで「警告」が 1,344 件であった。

図表Ⅱ-2-2 ストーカー規制法の違反等措置状況の推移(都、全国)

<都>



<全国>



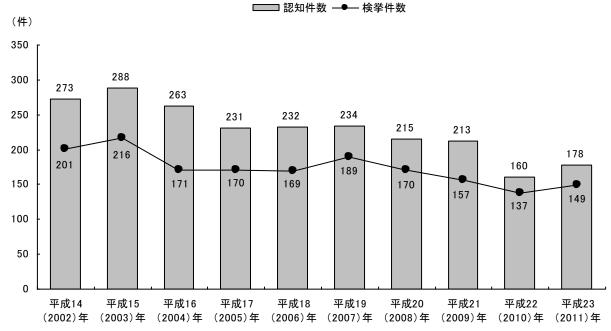
資料:警察庁「ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案の対応状況について」

3. 強姦、強制わいせつ事件の認知件数及び検挙件数の推移

平成 23 (2011) 年の強姦事件の認知件数と検挙件数は、都の認知件数が 178 件、うち検挙されたのは 149 件である。全国では認知件数が 1,185 件、うち検挙されたのは 993 件である。

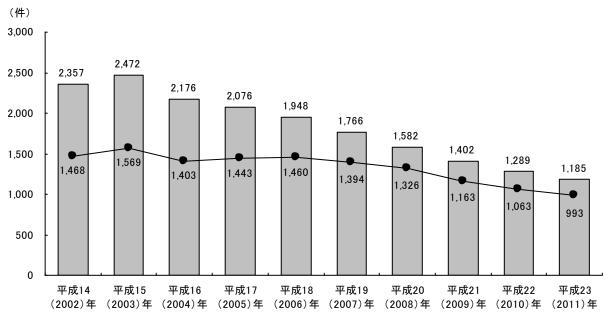
図表Ⅱ-2-3 強姦事件の認知件数と検挙件数の推移(都、全国) <都>

- = 11 - 11 - 10 - 10 - 11 - 11 - 11



<全国>

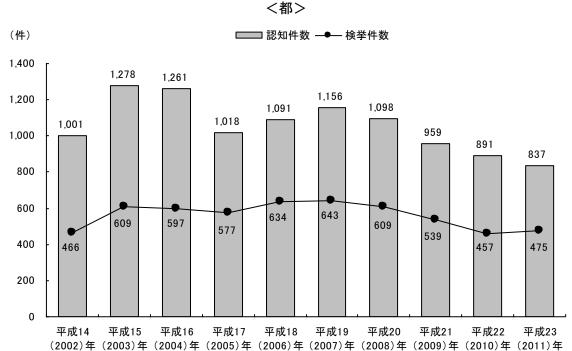
□□□ 認知件数 —●— 検挙件数



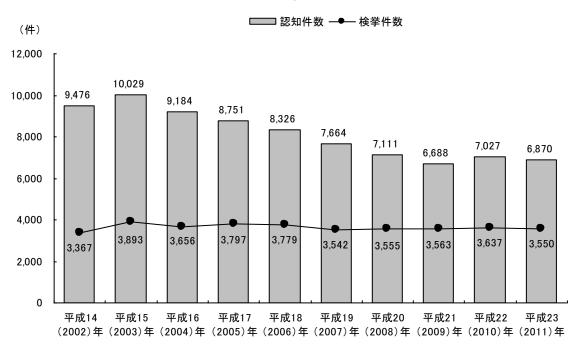
資料:警察庁「犯罪統計資料」

平成 23 (2011) 年の強制わいせつ事件の認知件数と検挙件数は、都の認知件数が 837 件、うち検挙 されたのは 475 件である。全国では認知件数が 6,870 件、うち検挙されたのは 3,550 件である。

図表Ⅱ-2-4 強制わいせつ事件の認知件数と検挙件数の推移(都、全国)



<全国>



資料:警察庁「犯罪統計資料」